

訪問看護ひまわりステーション 運営規程

《趣旨》

第1条 医療法人厚生会が設置する訪問看護ひまわりステーション（以下「事業者」という。）が行う指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

《事業の目的》

- 第2条 指定介護予防訪問看護に関して、要支援状態にあるもの（以下「要支援者」という）に対し心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを目的とする。
2. 要介護状態にあるもの（以下「要介護者」という）に対し居宅での療養生活の支援及び心身機能の維持並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る為適切な訪問看護を提供することを目的とする。

《運営の方針》

- 第3条 医療法人厚生会が実施する指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の従事者は、要支援者及び要介護者の心身の特性をふまえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活における援助及び機能訓練等を行う。
2. 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護は、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係する市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
5. 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

《名称および所在地》

第4条 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名 称 | 訪問看護ひまわりステーション |
| (2) 所在地 | 福井県福井市下六条町2 1 7 番地 |

2. 出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 名 称 | 訪問看護ひまわりステーション（美山サテライト） |
| (2) 所在地 | 福井県福井市相谷町12-9-2 |

《従業者の職種、員数、および職務内容》

第5条 従業者の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------------------|---------------|
| (1) 管理者 | | 1 人 |
| (2) 訪問看護職員 | 保健師・看護師・准看護師 | 常勤換算 2. 5 人以上 |
| (3) その他の職員 | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1 人以上 |

2. 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の員数は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する員数を下回らないものとする。

3. 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

4. 訪問看護職員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 介護予防訪問看護計画及び訪問看護計画の作成、変更を行い、利用の申し込みに係わる調整を行うこと。
- (2) 介護予防訪問看護報告書・訪問看護報告書を作成し、訪問日・提供した看護内容等を記載すること。
- (3) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等の居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等との連携に関すること。

《営業日及び営業時間》

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日、12/29～1/3までを除く |
| (2) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時15分までとする。
(受け入れ可能な時間) 但し、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。
(緊急時は別途協議する。) |
| (3) 電話等により 24 時間緊急連絡が可能な体制とする。 | |

《指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の内容》

第7条 実施する指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥創の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護

- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他、医師の指示による医療処置

2. 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護は、文書による主治医の指示に基づき、要支援者及び要介護者に対する心身の機能回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した介護予防訪問看護計画及び訪問看護計画を作成するとともに、介護予防訪問看護計画及び訪問看護計画の主要な事項について利用者又はその家族等に説明し、医学の進歩に対応した適切な看護を提供する。

3. 看護師等は訪問看護報告書を作成し、訪問日、提供した看護内容等を記載する。

《通常の事業の実施範囲》

第8条 福井市、鯖江市、大野市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町とする。

(上記以外の地域の利用者については相談に応じる。)

《利用者から受領する費用の額》

第9条 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護が法定代理受領サービスである時はその基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

2. 上記の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に当該サービス内容及び費用について説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

3. 利用者の都合による事前連絡がないキャンセルに対しては、当日自己負担額の全額をキャンセル料として徴収するものとする。ただし、入院等やむを得ない事情の場合は除くものとする。

前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

《緊急時における対応方法》

第10条 指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護の従事者は、サービスを行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに、主治医・介護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

《事故発生時の対応》

第11条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町、利用者の家族等、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《虐待防止について》

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を置く。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する。

《その他運営についての留意事項》

第13条 事業者は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

《付則》 この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成13年9月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成14年6月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成15年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成16年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成16年5月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成16年8月15日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成17年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成18年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成19年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成20年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成21年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成22年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成23年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成26年2月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成28年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成29年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成30年4月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は平成30年8月1日をもって改正されこれを施行する。